

入園要項

【 募 集 人 員 】

| | | |
|---|---|---|
| 3 歳児 平成 25 年 4 月 2 日 ~ 平成 26 年 4 月 1 日生 <hr/> 10 名 | 4 歳児 平成 24 年 4 月 2 日 ~ 平成 25 年 4 月 1 日生 <hr/> 15 名 | 5 歳児 平成 23 年 4 月 2 日 ~ 平成 24 年 4 月 1 日生 <hr/> 15 名 |
|---|---|---|

☆この募集人数は全体の予定数です。各学年、1号・2号の申込み数によって入園できる人数が変わりますので、お問合せください。

・ * * * * * 保育料ならびに保育にかかわる経費 * * * * *

| | | |
|----------|---|---|
| 入園時納入金 | _____ | |
| 入園料 | 15,000 円 | |
| 毎月の月謝 | _____ | |
| | 【 1号認定 】 | 【 2号認定 】 |
| 家庭状況 | 2017年4月2日に3歳以上のお子さんと両親のどちらかがお家にいて、お子さんをみることができる家庭 | 2017年4月2日に3歳以上のお子さんと両親共就労している、またはひとり親家庭でお子さんをみる人がいない家庭 <small>(要就労証明書)</small> |
| 願書提出先 | アテネ幼稚園 | 酒田市子育て支援課 |
| 開所時間 | 7:00 ~ 13:45 | 7:00 ~ 19:00 * 18時以降は30分毎に300円の延長料金となります。 * 利用できる時間は、保育を必要とする事由と保護者の状況により、「標準」と「短時間」の2種類に区分されます。詳しくはお問合せください。 |
| 保育料 | 別紙参照 | |
| 給食費 | 5,500 円 (全額本人負担) | 1,500 円 (主食分のみ本人負担) |
| 施設設備費 | 2,500 円 | |
| 教育活動費 | 2,900 円 | |
| P T A 会費 | 500 円 | |

- ☆ 認定には、3歳児以下の「3号認定」もあります。当園の場合は、酒田市子育て支援課への申込みとなります。
- ☆ 4歳児・5歳児を対象に、任意で「水泳(540円)」を、利用回数分、特別行事費として請求します。
- ☆ 基本的には以上の金額の合計金額が毎月請求され、個人持ちの教材等は、購入したときに随時請求されます。

バ ス 代 《 園から直線距離で4kmまで、それ以上は別料金になります 》 3,000 円

- ☆ バス代は利用者のみで、片道利用(半額)もできます。
- ☆ 兄弟姉妹で同じときに同じ場所で乗降する場合に限り、1人分の料金となります。

預かり保育《1号認定のお子さんのみ利用可、長期休みや土曜日に利用しても給食費はかかりません》

| | | | |
|----------------|---------|-------|-------|
| 定期(月に7日以上利用の方) | 臨時(1回) | | |
| 1ヶ月の定期料金 | 5,000 円 | 4時間以内 | 400 円 |
| | | 4時間以上 | 800 円 |

願書受付期間

10月3日(月) 午前9時 ~ 11月4日(金) 午後5時

【申込み参考】平成28年度 酒田市 幼児教育利用者(1号認定)負担額表

| 各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分 | | | 利用者負担(月額) | |
|----------------------|---|----------------------------|----------------------|---------------------|
| 階層区分 | 定義 | | | |
| A | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | | 0円 | |
| B | 市町村民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税の場合はこの階層に含む) | | ひとり親世帯等※5 | 0円 |
| | | | ひとり親世帯等以外 | 2,500円 (1,250円) |
| C | 市町村民税所得割課税世帯 で、保護者の所得割課税額合計が表記の区分に該当する世帯 | 所得割課税額 77,100円未満 | ひとり親世帯等※5 (0円) | 6,300円 (0円) |
| | | | ひとり親世帯等以外 | 13,600円 (6,800円) |
| D | | 所得割課税額 77,100円以上211,200円以下 | 17,400円 (8,700円) | |
| E | | 所得割課税額 211,201円以上 | 21,800円 (10,900円) | |

- ※1 子ども・子育て支援法により運営する幼稚園又は認定こども園を幼稚園型として利用する場合の負担額表です。預かり保育(長時間利用)料金は各施設の設定する料金になるため、利用施設にご確認ください。
- ※2 この表は平成28年度(平成28年4月分から平成29年3月分まで)のものであります。
- ※3 ()内の金額は小学校(特別支援学校等含む)6年生までのきょうだいのうち第2子が利用対象の場合の利用者負担額です(標準額の半額)。
- ※4 4月から8月の利用者負担は、平成26年分所得より算定された平成27年度課税市町村民税を、9月から3月の利用者負担は、平成27年分所得より算定された平成28年度課税市町村民税から算定されます。当初にお知らせした金額から、年度途中で変更になる場合があります。
- ※5 ひとり親世帯等とは、次の条件に該当する場合があります。
 - ・母子家庭の世帯 及び 父子家庭の世帯
 - ・世帯に身体障がい者手帳や療育手帳の交付を受けている方や、特別児童扶養手当の支給対象児、並びに障がい者基礎年金などの受給者、在宅心身障がい者(児)がいる世帯。(手帳等をお持ちの場合はご提示ください。)

○利用者負担は次に該当する保護者等の課税状況で決定されます。

利用者負担は、保育利用児童の保護者の市町村民税課税状況から、上記の負担額表に基づいて決定されます。ただし、自営業や農家などで父母が専従者の場合や、その他の状況に応じて「家計の主宰者」と判断される同居祖父母などの課税状況から決定する場合があります。

・「住宅取得控除」「配当控除」などの税額控除前の所得割額を対象とします。

※同居世帯員状況の変更等によっては、年度途中で保育料が見直しになる場合があります。

次の場合、利用者負担が軽減されます。

- ①きょうだい判定にかかる場合、第2子と判定される児童の利用者負担は2分の1となります。判定にかかる対象のきょうだいとみなすのは、小学校(特別支援学校等含む)6年生までのきょうだいです。※所得割課税額が77,101円未満に該当する場合は、生計を一にしているきょうだい全員が対象となります。※上表の()内の金額です。10円未満は切り捨てになります。
- ②上記のきょうだい判定により第3子以降に該当する場合は利用者負担は無料です。
- ③ひとり親世帯等でB階層に該当する場合は無料、C階層に該当する場合は表の基準額に対して1,000円を軽減した額に加え半額となります。なお、第2子以降は無料です(上表のとおり)。

◎問い合わせ 酒田市健康福祉部 子育て支援課 電話 26-5735
 八幡総合支所 地域振興課健康福祉係 電話 64-3113
 松山総合支所 地域振興課健康福祉係 電話 62-2611
 平田総合支所 地域振興課健康福祉係 電話 52-3911

【平成29年度申込参考】平成28年度 酒田市 保育利用者(2号・3号認定)負担額表

| 各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分 | | 利用者負担(月額) | | | | |
|----------------------|---|-------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 階層区分 | 定義 | 3歳未満児の場合 | | 3歳以上児の場合 | | |
| | | 標準時間 | 短時間 | 標準時間 | 短時間 | |
| A | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | |
| B | 市町村民税非課税世帯 (所得割、均等割ともに非課税) | ひとり親世帯等※5 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| | | ひとり親世帯等以外 | 7,000円 (2,330円) | 7,000円 (2,330円) | 6,000円 (2,000円) | 6,000円 (2,000円) |
| C1 | 均等割のみ課税 又は 所得割課税額 24,300円未満 | ひとり親世帯等※5 | 7,000円 (0円) | 6,850円 (0円) | 6,000円 (0円) | 5,850円 (0円) |
| | | ひとり親世帯等以外 | 15,000円 (5,000円) | 14,700円 (4,900円) | 13,000円 (4,330円) | 12,700円 (4,230円) |
| C2 | 所得割課税額 24,300円以上 48,600円未満 | ひとり親世帯等※5 | 9,250円 (0円) | 9,050円 (0円) | 7,750円 (0円) | 7,600円 (0円) |
| | | ひとり親世帯等以外 | 19,500円 (6,500円) | 19,100円 (6,360円) | 16,500円 (5,500円) | 16,200円 (5,400円) |
| D1 | 所得割課税額 48,600円以上 72,800円未満 | ひとり親世帯等※5 | 13,000円 (0円) | 12,750円 (0円) | 10,500円 (0円) | 10,300円 (0円) |
| | | ひとり親世帯等以外 | 26,000円 (8,660円) | 25,500円 (8,500円) | 21,000円 (7,000円) | 20,600円 (6,860円) |
| D2 | 所得割課税額 72,800円以上 97,000円未満 | 所得割課税額77,101円 未満のひとり親世帯等※5 | 15,000円 (0円) | 14,700円 (0円) | 13,500円 (0円) | 13,250円 (0円) |
| | | 上記該当世帯以外 | 30,000円 (10,000円) | 29,400円 (9,800円) | 27,000円 (9,000円) | 26,500円 (8,830円) |
| D3 | 所得割課税額 97,000円以上169,000円未満 | 38,000円 (12,660円) | 37,300円 (12,430円) | 33,000円 (11,000円) | 32,400円 (10,800円) | |
| D4 | 所得割課税額 169,000円以上235,000円未満 | 44,500円 (14,830円) | 43,700円 (14,560円) | 34,000円 (11,330円) | 33,400円 (11,130円) | |
| D5 | 所得割課税額 235,000円以上301,000円未満 | 49,000円 (16,330円) | 48,100円 (16,030円) | 36,000円 (12,000円) | 35,300円 (11,760円) | |
| D6 | 所得割課税額 301,000円以上397,000円未満 | 51,000円 (17,000円) | 50,100円 (16,700円) | 38,000円 (12,660円) | 37,300円 (12,430円) | |
| D7 | 所得割課税額 397,000円以上 | 71,000円 (23,660円) | 69,700円 (23,230円) | 39,000円 (13,000円) | 38,300円 (12,760円) | |

- ※1 児童の年齢は、平成28年4月1日時点満年齢を基準とします。
- ※2 この表は平成28年度(平成28年4月分から平成29年3月分まで)のものです。
- ※3 ()内の金額は小学校(特別支援学校等含む)6年生までのきょうだいのうち第2子が利用対象の場合の利用者負担額(標準額の3分の1)。
- ※4 4月から8月の利用者負担は、平成26年分所得より算定された平成27年度課税市町村民税を、9月から3月の利用者負担は、平成27年分所得より算定された平成28年度課税市町村民税から算定されます。
当初にお知らせした金額から、年度途中で変更になる場合があります。
- ※5 ひとり親世帯等とは、次の条件に該当する場合をいいます。
・母子家庭の世帯 及び 父子家庭の世帯
・世帯に身体障がい者手帳や療育手帳の交付を受けている方や、特別児童扶養手当の支給対象児、並びに障がい者基礎年金などの受給者、在宅心身障がい者(児)がいる世帯。(手帳等をお持ちの場合はご提示ください。)

○利用者負担は次に該当する保護者等の課税状況で決定されます。
利用者負担は、保育利用児童の保護者の市町村民税課税状況から、上記の負担額表に基づいて決定されます。
ただし、自営業や農家などで父母が専従者の場合や、その他の状況に応じて「家計の主宰者」と判断される同居祖父母などの課税状況から決定する場合があります。
・「住宅取得控除」「配当控除」などの税額控除前の所得割額を対象とします。
※同居世帯員状況の変更によっては、年度途中で保育料が見直しになる場合があります。

次の場合、保育利用者負担が軽減されます。

- ①きょうだい判定にかかる場合、第2子と判定される児童の利用者負担は3分の1となります。
判定にかかる対象のきょうだいとみなすのは、小学校(特別支援学校等含む)6年生までのきょうだいです。
※所得割課税額が57,700円未満に該当する場合は、生計を一にしているきょうだい全員が対象となります。
※上表の()内の金額です。10円未満は切り捨てになります。
- ②上記のきょうだい判定により第3子以降に該当する場合は無料です。
- ③ひとり親世帯等でB階層に該当する場合は無料、C階層に該当する場合は表の基準額に対して1,000円を軽減した額に加え半額、D階層に該当し所得割課税額が77,101円未満に該当する場合は表の基準額に対して半額となります。
なお、第2子以降は無料です(上表のとおり)。

◎問い合わせ 酒田市健康福祉部 子育て支援課 電話 26-5735
八幡総合支所 地域振興課健康福祉係 電話 64-3113
松山総合支所 地域振興課健康福祉係 電話 62-2611
平田総合支所 地域振興課健康福祉係 電話 52-3911